

## 岐阜市郷土の宝顕彰事業補助金交付要綱

令和2年5月18日決裁

改正 令和3年7月7日決裁

改正 令和5年3月31日決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、郷土の宝を顕彰することにより市民の地域に対する誇りを高めるとともに、本市の歴史を活用した観光を推進するため、予算の範囲内で交付する岐阜市郷土の宝顕彰事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「郷土の宝」とは、岐阜市文化財保存活用地域計画（令和2年6月策定）第4章のぎふ歴史遺産のうち別表に掲げるものをいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、郷土の宝を顕彰することを目的とした講演会の開催、広報その他市長が必要と認める事業であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 市内で行われる事業であること。
- (2) 政治的若しくは宗教的な目的を有し、又は営利を目的とする事業でないこと。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共的団体等から補助、助成等を受けている事業でないこと。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有する団体であること。
- (2) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動を行う団体でないこと。
- (3) 5人以上で組織され、その過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (4) 規約、会則等団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類（以下「規約等」という。）を作成している団体であること。
- (5) 補助金の交付の申請をする日の属する年度前3年以上継続して補助事業を行った団体であること。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、補助事業以外の用に供する費用と区別ができないものは、この限りでない。

- (1) 講演会等における講師への謝金その他の報償費及び交通費（構成員に対するものを除く。）

- (2) 消耗品費、印刷製本費その他の需用費（食糧費を除く。）
  - (3) 通信運搬費、手数料、保険料その他の役務費
  - (4) 施設の使用料又は賃借料
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付する目的の達成のために市長が必要と認める経費
- （補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額とし、8万円を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の規約等
- (2) 申請者の構成員名簿（第4条第3号の要件を確認できるものに限る。）
- (3) 第4条第5号に規定する事実を確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、一の会計年度において、1つの郷土の宝を対象に、かつ、1回の補助事業に限り、補助金の交付の申請をすることができる。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第15条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施状況を確認できる書類
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 中山道加納宿
- (2) 中山道河渡宿
- (3) 御鮭街道
- (4) 長良川鶉飼
- (5) 土岐頼芸
- (6) 斎藤道三
- (7) 織田信長
- (8) 濃姫
- (9) 織田秀信
- (10) 奥平信昌
- (11) 亀姫
- (12) 加藤貞泰
- (13) 原三溪
- (14) 第5号から前号までに掲げるもののほか、市長が認める人物